

# 税の申告は お早めに！

## 市・県民税、所得税の 申告受け付けが始まります

提出期限... 3月15日(木)まで(土曜、日曜は閉庁)

提出場所... 匝瑳市役所税務課・野栄総合支所税務室

相談会場... 市民ふれあいセンター2階第3会議室、

野栄総合支所1階第3会議室

(どちらの会場でも相談できます)

日曜申告相談日は、

2月18日と3月4日の2日間 午前9時から11時まで

会場は市民ふれあいセンター、野栄総合支所です。

### 市県民税の 申告

#### 申告が必要な方

次の要件に当てはまる方は、

市県民税の申告が必要です。また、昨年、市県民税の申告をされた方には1月下旬に市県民税申告書を郵送しました。

なお、それ以外の方で市県民税申告書が必要な方は税務課までご連絡ください。

平成19年1月1日現在、匝瑳市の住民で、平成18年中に所得のあった方

給与所得者の場合は通常、申告する必要はありませんが、次に当てはまる方は申告が必要です。

1 勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されていない方  
2 給与所得のほかに、事業所得など給与所得以外の所得があった方

収入がなかった方でも申告してください。

平成18年中に年齢や無職などにより所得が無かった方、扶養されていた方、18歳以上の学生の方などは申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします。(国民健康保険税の軽減適用や非課税証明発行などの基礎資料になりますので、忘れずに

申告してください。)

給与所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。

#### 申告をしなくてもよい方

給与所得の方で、勤務先から給与支払報告書が匝瑳市へ提出されている方

平成18年分所得税の確定申告書を提出した方、または提出する方

### 所得税の 確定申告

#### 確定申告が必要な方

事業所得や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方

給与収入額が2千万円を超える方、または給与を2か所以上から受けている方

給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方  
土地や建物などを売った譲渡所得がある方

#### 還付申告をされる方

給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には2月16日以前でも

提出できます。

申告書は国税庁ホームページの「所得税の確定申告書等作成コーナー」から簡単に作成することができます。アドレスは、  
<http://www.nta.go.jp>  
郵送による提出もできます。

記入の済んだ確定申告書は「提出用」と添付書類を確認して銚子税務署へ郵送してください。なお、申告したことを証する「控え」が必要な方は次のものを同封してください。(後日税務署から收受印が押された「控え」が返送されます。)申告書「提出用」申告書「控え」切手を貼った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入したもの)を同封してください。  
**提出先**  
〒288-8666 銚子市栄町2-1-1 銚子税務署  
☎0479-22-1571

受付・相談会場が変わりました  
銚子市西芝町475-1 「銚子読売ビル2階」  
会場案内図は広報12月号または市ホームページをご覧ください。

### 申告相談時の お願い

申告書は、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」で、早めの提出をお願いしています。

つきましては、相談会場において申告書作成のアドバイスをお願いいたしますので、相談を希望される方は次の書類などを持ってお越しください。

**印鑑**

平成18年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など）  
事業所得や不動産所得などがある方は、売上、仕入、経費などを集計した帳簿など

国民健康保険税、介護保険料、医療費を控除する場合は領収書  
生命保険料控除、損害保険料控除は「控除証明書」

国民年金保険料を控除する場合は、保険料を支払ったことを証明する書類

**消費税の申告  
（個人事業者）**

平成16年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成18年分の「課税事業者」となります。また、この基準期間の課税売上高が5,000万円以下の方で、平成18年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を銚子税務署に提出された方は「簡易課税制度」による、みなし仕入れ率の適用で申告することができます。

なお、消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない方

は、「一般課税（本則課税）」での申告となりますので銚子税務署にご相談ください。

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で、消費税の申告書も作成することができます。アドレスは、  
<http://www.nta.go.jp>

消費税の申告と納税は、4月2日（月）までです。

消費税の納税も便利な「口座振替」をご利用ください！（所得税とは別に申し込みが必要です。）

**申告に関する  
問い合わせ**



所得税、消費税の確定申告については：銚子税務署 ☎ 0479・22・1571

市県民税の申告については：税務課市民税班 ☎ 73・0087、野栄総合支所税務室 ☎ 67・3113

市ホームページアドレス  
<http://www.city.sosai.lg.jp/>

**原付バイクや軽自動車  
廃車・名義変更の届け**

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、5月

中旬に納付書を郵送します。4月以降に廃車などの手続きをしても、年税額がかかります。廃車などの手続きが必要な方は、3月中に届け出てください。

なお、盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出した時点で自動的に廃車にはなりません。盗難届を出した警察署名、届出年月日、受理番号を控えた上で廃車の届け出をしてください。

【廃車・名義変更・住所変更等の届出】

125cc以下のバイク、小型特殊自動車：市役所税務課（☎73・0087）または総合支所税務室 ☎67・3113）へ

125cc超のバイク：関東運輸局千葉運輸支局（☎043・242・7336）へ

三輪または四輪の軽自動車：軽自動車検査協会千葉事務所（☎043・245・0163）へ

**建物を取り壊したときには**

平成18年中に建物の取り壊しをされた方で、滅失登記をされていない方は、市役所税務課までご連絡ください。課税台帳に登録されたままですと、固定資産税が課税されてしまいます。  
連絡先...税務課資産税班 ☎73-0087

**申告書作成相談会等日程表**

各種相談	日程	時間	会場	対象
白色申告決算説明会	2月1日(木)	13:30~16:00	ふれあいセンター 2階 会議室	所得税白色申告者 (譲渡所得者は除く)
申告書作成相談会	2月8日(木)	9:30~12:00 13:00~15:30	ふれあいセンター 2階 会議室	所得税・事業税・住民税申告 (譲渡所得者は除く)
税務署員の出張相談	2月19日(月) 2月21日(水) 2月22日(木) 2月27日(火) 2月28日(水) 3月1日(木) 3月2日(金)	9:30~12:00 13:00~15:30	ふれあいセンター 2階 第3会議室	譲渡所得のある方は、 税務署員の出張相談日 2月27日(火)・3月1日(木) 3月2日(金)にご相談ください。
税理士による無料相談会	2月23日(金) 3月1日(木) 3月2日(金) 3月5日(月) 3月6日(火)	9:30~12:00 13:00~15:30	ふれあいセンター 2階 第3会議室	所得300万円以下の事業者 が対象(医師、弁護士、譲渡 所得者は除く)
申告相談・受付	2月16日(金) ~3月15日(木) (土・日は閉庁)	9:00~12:00 13:00~16:00	相談は、 ・ふれあいセンター ・野栄総合支所 提出のみは、 ・税務課窓口 ・総合支所税務室窓口	譲渡所得のある方は、 税務署員の出張相談日 2月27日(火)・3月1日(木) 3月2日(金)にご相談ください。
日曜申告相談・受付	2月18日(日) 3月4日(日)	9:00~11:00	ふれあいセンター 野栄総合支所	譲渡所得者、消費税申告は除く

混雑時は相談の受け付けを早めに切り上げる場合がありますのでご了承ください。